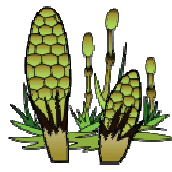




まなびや



第87号 平成27年3月31日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

問題は結果であり、あなたが
どれだけ頑張ったかではない！



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第135話 言霊 (ことだま)

日本には、古代より言葉には霊力が宿るという考えがあります。良い言葉や、幸せな言葉を使うと良い結果となり、悪い言葉や、不幸な言葉を使うと悪い結果になるというもので、これを言霊信仰といいます。

「縁起でもないことを言うんじゃない！」とか、「言った通りになった」とかいう言葉を耳にしたことがあると思いますが、これは人々が経験から言葉の力を認めている現れです。

ところで、ある本に「魔法の言葉」というものが書かれていました。魔法の呪文ではありません。言葉です。それは、「ありがとう」「感謝します」「ツイてる」の3つです。この3つの言葉を使っていると、良い事がたくさん起こるのだそうです。この3つの言葉は、ある出来事に対する感謝の気持ちを、言葉に表しています。正に言霊です。また「夫婦円満の秘訣」は「ありがとう」を奥様に言うことだそうです。

朝、家を出る時に「行ってきます」と言うと、妻が「行ってらっしゃい」と答えます。「行ってきます」は、「行く」と「帰って来ます」を合わせた言葉です。「行ってらっしゃい」は、「行って」と「帰って来てください」を合わせた言葉です。ちなみに、片道燃料の特攻隊員たちは「行ってきます」ではなく、「行きます」と言って飛び立って行ったようです。

平成27年3月

* バックナンバーは弊社ホームページ「測量舎通信」をご覧ください。

～.～.～ 3月の出来事 ～.～.～

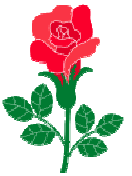
<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん
入金トップ 佐藤さん
社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん
ポイント賞 早川さん
社長より報奨金が贈られます。



<早朝勉強会> (自由参加)

3日(火), 10日(火), 17日(火), 24日(火),
31日(火)の午前7:45～8:30に
早朝勉強会が開催されました。
テーマは「測量作業手順の解説」でした。

<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツプラザ様のHPにてコラムを連載しています。みなさま、ぜひご覧ください。
<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/column/index.html>



<富士山測り隊 YouTube 掲載>

暖かくなってきましたので、毎年恒例の富士山測量観測「富士山測り隊」の活動を再開いたします。今年1回目の観測は6月20日と21日の2日間となっております。

昨年末に行った第19次の活動分までYouTubeに動画をアップしておりますので、お楽しみください！



<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>



<今月の社員>



山中さん



山中律子です。今月の社員では、初めての登場となります。よろしくお願ひいたします。

現在5歳になる腕白盛りの息子がおります。ヒーローが大好きで、日々変身し、見えない敵と戦い、人形シミュレーションをし、訓練をしています。

そんな息子と先日映画を観に行きました。もちろん「仮面ライダー」です。現在放送中の「仮面ライダードライブ」という、ライダーだけども車を操る仮面ライダーがメインの映画です。

ここ最近のヒーローもの映画は、お父さん、おじいちゃんをも取り込むべく、昭和ライダー、平成ライダーと呼ばれる過去の歴代ライダーも数多く登場します。昨年の仮面ライダー映画では、初代仮面ライダー・本郷猛役で藤岡弘さんが出演し話題となりました。藤岡さんが変身前に戦っていると、年齢も年齢なので、「早く変身して〜」と祈ってしまいました。

今回の目玉は、仮面ライダー1号、2号、そしてV3といのですが、V3の前に幻の仮面ライダー3号がいたというお話です。仮面ライダー3号はミッチーこと及川光博さんが演じました。相棒では、水谷豊さんとの競演で若く見えた見ましたが、仮面ライダーでは、若者との競演で随分年上にみえ、いい味を出していました。

盛り沢山のヒーロー映画は、年に3〜4本もあります。仮面ライダーも1人ではなく最低2人はいるのが近頃の常識で、3歳からヒーローに目覚めた息子もすでにベルトだけで5本もあります。親、祖父母の懐事情を考えてほしいものです。

大人と一緒にいく子ども映画、案外大人も楽しめます。妖怪ウォッチ、クレヨンしんちゃん、アナ雪、ベイマックス、など居眠りせずに観られました。うるっとするところもあるくらいです。童心に返りたくなりましたら意外とお勧めです。

～・～・～ 4月の予定 ～・～・～

<4月のお誕生日>

- 1日 早川さん奥様
- 17日 小川さんご主人
- 20日 大橋さん
- 28日 高橋さん奥様
- 29日 瀧口さん



<社長と面接> (希望者のみ)

- ・2日,9日,16日,23日,30日(毎週木曜日)
- 18:15~18:45です。

<現場打合わせ> (チーム長以上参加)

- ・6日,13日,20日,27日(毎週月曜日)の18:30~です。
- 5月は11日,18日,25日(毎週月曜日)の18:30~です。

<社長と飲み会> (自由参加)

- ・11日(土) 18:30~
- 5月は14日(木)18:30~です。

<特別社内研修> (全員強制参加)

- ・4月11日(土) 9:30~社内研修
- 13:00~大掃除
- 16:00~測量舎道場の予定です。
- 5月は16日(土) 9:30~です。

<早朝勉強会> (自由参加)

- ・7日,14日,21日,28日(毎週火曜日)の午前7:45~8:30です。
- テーマは「測量作業手順の解説」です。
- 5月は12日,19日,26日(毎週火曜日)の午前7:45~です。

<編集後記> 山中 律子

桜が少しずつ咲き始めました。春が近づいていて嬉しくなります。中身は変わらないのに、桜柄のビールについつい手が伸びてしまいます。





< 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

第4話 昭和25年度税制改正

昭和25年度の相続税・贈与税についての税制改正は、昭和24年のシャープ勧告を忠実に実現するものとなりました。主な改正としては、相続、遺贈および贈与により取得した財産に対して、これを一本とした累積的取得税の導入、被相続人との親疎の別による差別税率の廃止、相続税の最高税率90%等です。

次に内容についてもう少し詳しく見て行きましょう。

○累積的取得税の導入

昭和25年改正前の納税義務者は、相続税については、相続人、受遺者（法人含む）、相続開始前2年以内に被相続人から贈与を受けた者です。贈与税については、財産を贈与した個人となっていました。改正後は、相続税と贈与税を統合し、取得者が一生を通じて取得した全財産を総合した累積的取得税を採用したことにより、財産を取得した個人に限定して納税義務を課しています。

課税方式については、改正前までは、累積課税方式の贈与税と、遺産課税方式の相続税との二本立てとなっていました。改正後は、贈与税を相続税に吸収した、遺産取得課税方式となっています。



○差別税率の廃止

改正前の相続税の税率は、納税義務者が被相続人の配偶者または直系卑属（子・孫）の場合には10～60%とし、直系尊属（父母・祖父母）または兄弟姉妹の場合には13～63%、その他の納税義務者の場合には15～65%となっていました。改正後はこれを廃止し、1種類の累積的取得税の税率が採用されることとなりました。

○最高税率90%

改正前の相続税の最高税率は65%です。所得税の最高税率は85%でした。これに対してシャープ勧告は、相続税の最高税率は、所得に対する総合最高税率と少なくとも同程度でなければならないとしています。これを受けて改正後の税率は、基礎控除後の課税価格に対して25～90%とされました。

以上が主な改正の内容ですが、この改正内容がそのまま継続された訳ではありません。この相続税の改正は、昭和25年3月31日に国会で成立しましたが、その際にも最高税率があまりにも高すぎる、免税点があまりに低すぎる、一生を通じて遺産と贈与を通算することは煩雑で実行困難などの指摘がされています。また税務署としても何十年も書類を保管しておくことは不可能だったのです。

そのため政府は、昭和26年9月8日のサンフランシスコ平和条約締結を待つて相続税改正に着手します。この内容は次回の昭和27年以降の税制改正でお話したいと思います。

以上





この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<不動産登記Q&A> V o 1.78

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その3）

A 2. 土地の表示の変更の登記

土地の表題の登記をしたのちに、その土地の表示の登記事項、①所在、②地番、③地目、④地積、⑤表題部所有者の表示に変更があった場合には、実体と登記の記載を一致させるため、土地の表示の変更の登記をすべきこととなります。しかし、このうち、地番の変更は登記官の専権事項であって、所有者の申請による変更登記ということはありません。

③地目の変更の登記

地目の変更の登記とは、土地の登記事項である地目に変更が生じた場合、その表示を変更後の表示にするための登記です。

土地の表示の登記のされている土地について、その地目が土地の利用方法の変更（たとえば山林を造成して宅地とした場合）や自然的变化により、他の地目に変化したときは、土地の所有者は地目の変更を生じた日から



1ヵ月以内に、その登記を申請しなければならないことになっています。また地目の変更登記をしないまま所有者が変更した場合には、新所有者は自分のために所有権の登記を受けた日から1ヵ月以内に、その登記を申請しなければなりません。この申請義務を怠ったときは10万円以下の過料に処せられることになっています。

相続により所有者が変更した場合には、相続登記をする前でも申請書に相続を証する書面を添付して、相続人から地目変更の登記を申請することができます。

共有土地の地目変更登記の申請は、いわゆる保存行為として、共有者の一人がすることも可能です。

